

広島県教育委員会告示第五号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十四条第七項の規定によつて、次のとおり広島県無形文化財の指定が解除された。

平成二十五年九月三十日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

種別	名称	住所	保持者	指定年月日	解除年月日
工芸技術	宮島細工（挽物）	廿日市市宮島町四七〇番地二	小林 健一郎 （号 松斎）	平成一五年 四月二一日	平成二五年 八月六日